

『紀州経済史文化史研究所紀要』投稿要領

制 定 平成28年6月28日

最終改正 令和 4年6月16日

最終改正 令和 6年3月21日

(投稿資格)

第1条 論文・資料紹介いずれの場合でも、紀州経済史文化史研究所および『紀州経済史文化史研究所紀要』の目的に合致する研究論文である限りにおいては、所員に限らず誰でも投稿できるものとします。

(字数制限等)

第2条 注・図表・図版を含め、刷り上がりで20頁(400字詰原稿用紙換算にて50枚程度)を原則とします。使用言語は日本語を原則とします。上記の原則および学術論文としての常識的体裁を大きく逸脱する場合、投稿をお断りする場合があります。また、引用資料・図版等を掲載するにあたっての許諾申請等(電子公開も含む)は、投稿者が各自の責任において行なってください。

(投稿申請)

第3条 例年7月下旬の投稿申請締切までに、投稿者の氏名・連絡先、投稿論文の題目・予定分量・400字以内の要旨を添え、郵送ないしe-mailにて投稿申請を行なってください(投稿者が所員ではない場合には研究略歴を添付してください)。申請を取り下げる場合には、速やかにご連絡下さい。なお、投稿申請締切日の詳細についてはお問い合わせください。

(投稿方法)

第4条 投稿論文の正本・副本、計2部を郵送または持参してください。その際、論文データを記録したメディアもあわせてご提出ください。なお、投稿論文および記録メディアは、投稿を取り下げる等、いかなる場合においてもお返しできません。

(投稿締切)

第5条 例年9月中旬の投稿締切日までに上記に定めた方法でご提出下さい。投稿締切日の詳細については投稿申請時にお知らせします。

(論文審査)

第6条 『紀要』編集委員会が指名する若干名によって投稿論文の審査を行ないます。審査は所員だけでなく、学外者にも依頼することがあります。採否が確定しましたら、速やかに投稿者にお知らせします。

(抜刷等)

第7条 執筆者(共著の場合は代表者1名)に本誌5部進呈します。また、抜き刷りについては実費で作成することができます。

(電子公開)

第8条 『紀州経済史文化史研究所紀要』は電子化されウェブ上に無償で公開されます。本誌掲載の著作物の著作権は執筆者に帰属しますが、研究論文等の入稿を以て、ウェブ上における無償公開を許諾したものと見なします。

(連絡先)

第9条 論文投稿に関する窓口は紀州経済史文化史研究所事務室とします。

附 則

本投稿要領は、平成28年6月28日より適用する。

附 則

この改正要領は、令和3年4月1日より適用する。

附 則

この改正要領は、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この改正要領は、令和6年4月1日より適用する。